

平成28年 第1回定例会

湖周行政事務組合議会会議録

平成28年3月23日 開会

平成28年3月23日 閉会

湖周行政事務組合議会

会 期 日 程

平成28年第1回湖周行政事務組合議会定例会

日 次	月 日	曜日	開 議 時 刻	摘 要
第1日	3月23日	水	午後 3 : 3 0	○本 会 議 ・開会 ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・組合長挨拶 ・議案上程、説明、質疑後即決 ・閉会

平成28年第1回湖周行政事務組合議会定例会会議録目次

第1号（3月23日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○議会事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○組合長挨拶	4
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	4
○議案第2号・第3号・第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
○組合長挨拶	18
○閉会の宣告	19
○副組合長挨拶	19
○慰労の言葉	20
○署名議員	22

平成28年第1回湖周行政事務組合議会定例会会議録

議 事 日 程 (第1号)

平成28年3月23日(水)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 組合長挨拶
- 日程第 4 議案第1号 平成27年度湖周行政事務組合会計補正予算(第2号)
- 日程第 5 議案第2号 湖周行政事務組合廃棄物処理施設の設置管理等に関する条例
- 日程第 6 議案第3号 湖周行政事務組合情報公開条例及び湖周行政事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第4号 諏訪広域連合と湖周行政事務組合との間の行政不服審査法の規定に基づく機関の設置及び運営に係る事務の委託
- 日程第 8 議案第5号 平成28年度湖周行政事務組合会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（11名）

1番	竹村安弘	議員	3番	宮下和昭	議員
4番	金子喜彦	議員	5番	今井康善	議員
6番	武井富美男	議員	7番	中村奎司	議員
8番	青木利子	議員	9番	廻本多都子	議員
10番	水野政利	議員	11番	中村直亮	議員
12番	小池忠弘	議員			

欠席議員（1名）

2番 渡辺雅浩 議員

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

組合長	今井竜五	君	副組合長	金子ゆかり	君
副組合長	青木悟	君	副組合長	中田富雄	君
諏訪市長	平林隆夫	君	下諏訪町副町長	小林繁人	君
諏訪市民部長	伊藤幸彦	君	事務局長	笠原和彦	君
総務建設課長	伊藤祐臣	君	会計管理者	杉本研一	君
岡谷市民環境部長	小河原義友	君	諏訪市民生活環境課長	茅野徳雄	君
下諏訪町住民環境課長	高橋孝一	君	総務建設課庶務係長	小平茂徳	君
総務建設課計画係長	中楯博一	君			

議会事務局職員出席者

次長	武井千尋	主幹	伊藤恵
主幹	小口明彦		

開会 午後 3時10分

◎開会の宣告

○議長（竹村安弘議員） これより平成28年第1回湖周行政事務組合議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（竹村安弘議員） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（竹村安弘議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において、4番 金子喜彦議員、10番 水野政利議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（竹村安弘議員） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹村安弘議員） 御異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎組合長挨拶

○議長（竹村安弘議員） 日程第3 組合長より御挨拶をお願いいたします。

組合長。

〔組合長 今井竜五君 登壇〕

○組合長（今井竜五君） 平成28年第1回湖周行政事務組合議会定例会の開会に当たりまして、挨拶を申し上げます。

諏訪湖周クリーンセンターにつきましては、7月からの試運転、9月からの焼却灰の民間委託、12月の本格稼働に向けて準備を進めているところでございます。

さて、本日は条例制定と国の補正に伴う平成27年度補正予算案と平成28年度予算案を提案申し上げるものであります。

平成28年度当初予算額は、平成27年度において約19億5,000万円余りの事業の前倒し補正を行ったため、総額3億6,327万6,000円の計上といたしました。歳入は関係市町からの負担金、諸収入が主なものとなります。

歳出は議会費、総務費、衛生費、公債費、予備費で構成をしております。総務費につきましては、事務局職員の人件費と組合の運営に必要な経費として、総額8,001万3,000円を計上しております。派遣職員は1名増員し、8名体制としてまいります。

衛生費につきましては、新施設整備に係る業務委託料及び附帯工事費、岡谷市ごみの共同処理に関する経費と今年度から新たに運営費が加わります。12月本格稼働後の運営費と9月からの焼却灰民間委託費等でありまして、総額2億4,274万8,000円を計上しております。

公債費につきましては、組合債及び岡谷市清掃工場に係る起債の償還金のほか、工事請負費の支払いに対応するための一時借入金利子を含め、総額3,447万5,000円を計上しております。

以上が、平成28年度予算の大要であります。本組合の事業推進に当たり必要不可欠な予算でございますので、27年度補正予算とあわせて御審議、御議決賜りますようお願いを申し上げます。開会に当たっての挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（竹村安弘議員） 日程第4 議案第1号 平成27年度湖周行政事務組合会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

組合事務局長。

〔組合事務局長 笠原和彦君 登壇〕

○組合事務局長（笠原和彦君） 議案第1号 平成27年度湖周行政事務組合会計補正予算（第2号）につきまして説明いたします。

今回の補正の内容は、国の補正により交付金の追加内示を受けたことに伴い事業費を予算計上するものであります。

交付金を取り巻く状況は依然として厳しく、国の予算は全国の要望額の半分にも満たない状況が続いております。

本組合では、来年度は本格稼働を控え事業の先送りができないことから、何としても予算を確保するため、国や地元選出国會議員へ要望を重ねてきたところでありますが、国の補正予算により、28年度事業の前倒し分として、要望額の満額の内示を受けることができました。しかしながら、前倒し事業の今年度内の執行は不可能であるため、その全額を翌年度へ繰り越すものであり、2月1日の全員協議会において概要をお知らせしたところであります。

それでは予算書の説明をいたします。初めに10ページ、11ページをお開きください。事項別明細書の3歳出から説明いたします。第3款衛生費1項1目ごみ処理施設整備費19億4,166万4,000円を計上しております。内訳は記載のとおり、建設工事請負費と建設工事設計施工監理費であります。

8ページ、9ページへお戻りください。2歳入について説明いたします。第1款分担金及び負担金1項1目負担金1節関係市町負担金4,826万9,000円は、28年度事業前倒し分に係る関係市町負担金を計上しております。

第2款国庫支出金1項1目国庫支出金1節循環型社会形成推進交付金4億7,499万5,000円は、28年度事業前倒し分に対する財源として、このたびの内示額を計上しております。

第5款組合債1項1目衛生債1節一般廃棄物処理事業債14億1,840万円は、28年度事業前倒し分に係る起債額を計上しております。

3ページへお戻りください。第2表繰越明許費ではありますが、第3款第1項におけるごみ処理施設整備事業の28年度事業前倒し分について繰越明許費を設定するものであります。

4ページをごらんください。第3表地方債補正であります。28年度事業前倒し分における一般廃棄物処理事業債14億1,840万円を追加し、限度額を設定するものであります。

1ページへお戻りください。平成27年度湖周行政事務組合会計補正予算(第2号)第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19億4,166万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億6,895万4,000円といたすものであります。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、御議決賜りますよう、よろしく願いをいたします。

○議長(竹村安弘議員) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(竹村安弘議員) これをもって、質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。何か御発言はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(竹村安弘議員) これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(竹村安弘議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号・第3号・第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(竹村安弘議員) 日程第5 議案第2号 湖周行政事務組合廃棄物処理施設の設置管理等に関する条例から、日程第7 議案第4号 諏訪広域連合と湖周行政事務組合との間の行政不服審査法の規定に基づく機関の設置及び運営に係る事務の委託までの3件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

組合事務局長。

〔組合事務局長 笠原和彦君 登壇〕

○組合事務局長（笠原和彦君） 議案第2号から議案第4号までの3件を一括説明いたします。

最初に、議案第2号 湖周行政事務組合廃棄物処理施設の設置管理等に関する条例につきまして説明いたします。

この条例は、先ほど全員協議会で御説明いたしましたとおり、組合で整備している諏訪湖周クリーンセンターについて、条例第1条の趣旨のとおり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び地方自治法の規定に基づき、施設の設置及び管理等に関し必要な事項を定めるものであります。

それでは、第2条以下条例の内容について御説明申し上げます。

第2条は廃棄物処理施設の名称及び位置について規定するものであります。

第3条は、この条例の用語の定義について規定するもので、1号から7号までそれぞれ定義するものであります。

第4条は処理対象廃棄物について規定するもので、処理施設で処理する廃棄物の種類等について規定するものであります。

第5条は処理施設に廃棄物を搬入することができる者について規定するもので、組織市町、組織市町の住民など1号から6号までそれぞれ規定するものであります。

第6条は処理施設への搬入に係る受け入れ基準について規定するもので、この受け入れ基準は規則で定めるものとするものであります。

第7条は受け入れ拒否について規定するもので、受入基準に該当しない場合など廃棄物の受け入れを拒否することができるよう規定するものであります。

第8条は手数料について規定するもので、排出区域、廃棄物区分、手数料にそれぞれ区分をし、別表に規定する手数料を徴収する旨の規定をするものであります。

第9条では手数料の徴収方法について規定するもので、徴収方法は規則で定めるものとするものであります。

第10条は手数料の減免について規定するものであります。

第11条は報告について規制するもので、廃棄物処理搬入者等に対し必要に応じて報告を求めることができるよう規定するものであります。

第12条は技術管理者の資格について規定するもので、技術管理者の資格について1号から11号までそれぞれ規定するものであります。

第13条は損害賠償について規定するもので、処理施設に損害を与えた者に係る損害賠償について規定するものであります。

次に附則であります。附則第1項は、この条例の施行期日を規定するもので、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行するものであります。

附則第2項は、処理施設の供用に係る所要の準備行為について規定するものであります。

以上で議案第2号の説明を終わります。

続きまして、議案第3号 湖周行政事務組合情報公開条例及び湖周行政事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例につきまして説明いたします。

行政不服審査法の全部改正が行われたことにより、行政庁の処分に対する不服申し立ての制度が見直され、これまで根拠法令等の違いにより、審査請求と異議申し立てに分かれていた不服申し立ての手続が審査請求に一元化されました。また、審査請求の対象となる処分に関与していない職員による審理手続及び有識者で構成する第三者機関への諮問手続が導入されたことにより、この条例の第1条、第2条において条例中に規定している「不服申立て等の要望」を「審査請求等」に改めるなど用語の整備を中心に関係する二つの条例を一括して改正するものであります。

それでは、条例改正の内容について御説明申し上げます。

第1条は湖周行政事務組合情報公開条例の一部改正であります。この条例の第19条の2は情報公開請求に対する開示決定等に係る審査請求については、この条例の規定により設置をされております湖周行政事務組合情報公開個人情報保護審査会が調査、審議を行うことから、行政不服審査法の規定に基づく審理委員による審理は行わないこととするため、新たに条文を追加するものであります。

第20条は審査請求に関する情報公開個人情報保護審査会への諮問について規定したもので、審査請求の対象に「開示請求に対する不作為」を追加するとともに、「不服申立て」を「審査請求」に改めるなど所要の改正を行うものであります。

第21条、第22条、第23条、第27条、第28条、第29条、第30条及び第32条は「不服申立人」を「審査請求人」に改めるなど、それぞれ用語の整備を行うものであります。

第2条は湖周行政事務組合個人情報保護条例の一部改正であります。この条例の第23条の2は、個人情報の開示等の請求に対する開示等可否決定等に係る審査請求については、湖周行政事務組合情報公開条例の規定により設置されている湖周行政事務組合情報公開個人情報

報保護審査会が調査、審議を行うことから、行政不服審査法の規定に基づく審理員による審議は行わないこととするため、新たに条文を追加するものであります。

第24条は審査請求に関する情報公開個人情報保護審査会への諮問について規定したもので、審査請求の対象に「開示等請求に対する不作為」を追加するとともに、「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改めるなど、用語の整備を含めて所要の改正を行うものであります。

次に附則であります。第1項は、この条例の施行期日を平成28年4月1日からとし、第2項及び第3項は各条例の改正に伴う所要の経過措置を規定するものであります。

以上で議案第3号の説明を終わります。

続きまして、議案第4号 諏訪広域連合と湖周行政事務組合との間の行政不服審査法の規定に基づく機関の設置及び運営に係る事務の委託につきまして説明いたします。

行政不服審査法の全部改正が行われたことにより、行政庁の処分に対する不服申し立ての制度が見直され、審査請求について有識者で構成する第三者機関への諮問手続が導入されたことに伴い、諏訪圏域の6市町村と諏訪広域連合は当該審査会を諏訪広域連合に共同設置し、運営を行っていくことから、当組合におきましても諏訪広域連合に当該事務の委託を行っていくものであります。

なお、諏訪6市町村が関係する全ての一部事務組合は、諏訪広域連合へ事務の委託を行うものでございます。

地方公共団体への事務の委託につきましては、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき事務委託に伴う規約を定め、同法第252条の2第3項の規定に基づき議会の議決を経なければならないものであります。御議決いただいた後には県への届け出、規約の告示を行い、事務の委託を実施することとなります。

それでは、規約内容について御説明させていただきます。

第1条は委託事務の範囲について規定するもので、委託する普通地方公共団体及び委託を受ける普通地方公共団体並びに委託事務の範囲について規定するものであります。

第2条は委託事務の管理及び執行の方法について規定するものであります。

第3条は委託事務に要する経費の支弁の方法について規定するものであります。

第4条は当該事務に係る連絡調整の方法について規定するものであります。

第5条は補則について規定するものであります。

次に附則であります。この規約の施行期日を平成28年4月1日からとするものであり

ます。

以上で議案第4号の説明を終わります。

以上、議案第2号から議案第4号までの説明を終わりますが、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○議長（竹村安弘議員） これより質疑に入ります。

まず、議案第2号 湖周行政事務組合廃棄物処理施設の設置管理等に関する条例について質疑はありませんか。

小池忠弘議員。

○12番（小池忠弘議員） 12番、小池忠弘でございます。附則の準備行為のところにかかわる内容でありますけれども、ここでは別表第8条関係があります。手数料がそれぞれの市町村によって違うわけでありますが、これは搬入のときにそれぞれの市町村で別々の搬入手数料になるわけですね、そうするとその識別をどういう形をとるのか、その辺について安いところの中身だというふうに言ってしまうということでは困るわけでありますが、その辺についての具体的な対応についてお伺いをしたいと思います。

○議長（竹村安弘議員） 組合事務局長。

○組合事務局長（笠原和彦君） 特に多く心配されるのは、家庭系の直接持ち込みの場合が主かなとは思いますが、基本的に持ち込みの際にはですね、受付表を御記入いただきます。受付表のほうにはですね、御住所ですとか、排出の場所を記入をした上でごみの受け入れをしておりますので、そこで御住所あるいは排出場所、例えば岡谷に住んでいる方が諏訪市で事業、仕事をなさっていて、諏訪市で例えばごみが出ましたという、諏訪市の排出場所になるんですけれども、それに応じてそれぞれ料金をいただくようになりますので、もちろん当然お持ちいただいた方を信用するというのが基本になります。

ただ方が一、本当に心配されるような状況があればですね、場合によっては運転免許証を、当然お車でお見えになることがまずほとんど全てだと思いますので、そういったもので確認をさせていただく場合も出てこようかと思いますが、そういった中で十分公正に受け付けができるだろうというふうに考えております。

以上です。

○議長（竹村安弘議員） ほかによろしいですか。

廻本多都子議員。

○9番（廻本多都子議員） 関連してなんですけれども、確かに運転免許証とかそういうとこ

ろで確認することはできると思うのですが、そういったことを市町村の住民とか事業所にきちんと配慮をしてね、周知をするということがとても大事だと思うんですね。ゴミ袋でさえ値段が各市町村違います。それが統一されないのはなぜかということも、かなり諏訪市民から聞かれました。

そういう中では、しっかりとそこはやっていただきたいということと、もう一つ、その附則の下に備考というものがあって、各家庭系のごみの場合は指定の市町村のゴミ袋で持っていけば、ただですよって諏訪市と同じようにただになりますよという形で書いてあると思うんですが、10キロ以上超えない場合には袋には入るかと思えますけれども、分けて入れて持っていけば、大型布団も自分で切って持っていけば、その各市町村の袋で持っていけば無料になるというふうにとっていいんでしょうか、この辺。

○議長（竹村安弘議員） 組合事務局長。

○組合事務局長（笠原和彦君） まず住民の皆様にお知らせをする、これについてはですね、組合と構成する市町の担当部局がですね、協力をして十分にお知らせをしていく、その準備も始めているところですので、御理解を頂戴したいと思います。

あと、それぞれの指定のゴミ袋に入れてお持ちになった場合無料というのは、要は例えば岡谷市ですとか、下諏訪町の場合には、指定のゴミ袋にもう手数料が乗せてあります。ですから、手数料を持ち込んだ今度の新施設の窓口では改めてお金をいただきませんということです。ですから、大型の布団とかであれば、むしろそのままお持ちいただいて、そこで重さをはからせていただくことができますので、その場でお支払いをいただいたほうが御都合がいいんじゃないかなというふうに考えます。

以上です。

○議長（竹村安弘議員） そのほかにありませんか。

武井富美男議員。

○6番（武井富美男議員） 6番、武井富美男です。現在2市1町はこの廃棄物処理の設置管理等に関する条例をそれぞれ持っていると思えますけれども、先ほどもですね、全員協議会の資料なんですけど、ちょっとこれに基づいてちょっとそれぞれお伺いしたいと思っておりますけれども、この新しいといいますか、この組合の条例もですね、さっきの資料のナンバー1の1かな、条例の内容がここに書かれていますけれども、（1）については新しい場所ですからいいんですけど、（2）のですね、処理対象廃棄物だとか（3）の処理施設に搬入できるものだとか（4）の手数料とかですね、裏面の条例以外の詳細事項（1）から3ま

でありますけど、これにつきましてはですね、それぞれ2市1町の現在の条例と内容が同じなのかどうか。それとも違っているところがあればお聞きしたいと思っています。

○議長（竹村安弘議員） 組合事務局長。

○組合事務局長（笠原和彦君） それぞれどの部分がどう違うかというのは、ちょっと今手元で表にして持っていないものですからお答えできないんですけども、整合していない部分は当然ございます。今の2市1町の廃棄物処理に係る条例とこれが全て今既に整合がとれているわけではございません。

ただ、今後こちらの組合のこの条例の施行に合わせてですね、それまでに順次必要な手続をとっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（竹村安弘議員） 武井富美男議員。

○6番（武井富美男議員） 例えばですね、この条例以外の詳細事項ってありましてですね、搬入日と搬入時間だとかですね、受入基準がありますけれども、これは現在2市1町が行われているものとは違っているわけですか。

○議長（竹村安弘議員） 組合事務局長。

○組合事務局長（笠原和彦君） 搬入日については違っている部分がございます。というのは、岡谷市の場合、祝祭日等にごみの収集を行っていないものですから、その搬入というものは受け入れも従来していませんでしたので、今はもちろん岡谷市には清掃センターがないんですけれども、仮のごみの預かり所においても同じ対応をしてくれておりますので、そういった部分では違っている部分がございます。

以上です。

○議長（竹村安弘議員） 武井富美男議員。

○6番（武井富美男議員） 違っている部分があるようでございますのでね、施行された後はよく関係される住民の方に説明するようにしてほしいなと思っています。

以上です。

○議長（竹村安弘議員） そのほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（竹村安弘議員） これをもって、質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。何か御発言はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（竹村安弘議員） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹村安弘議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 湖周行政事務組合情報公開条例及び湖周行政事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例について、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（竹村安弘議員） これをもって、質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。何か御発言はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（竹村安弘議員） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹村安弘議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 諏訪広域連合と湖周行政事務組合との間の行政不服審査法の規定に基づく機関の設置及び運営に係る事務の委託について、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（竹村安弘議員） これをもって、質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。何か御発言はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（竹村安弘議員） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹村安弘議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（竹村安弘議員） 日程第8 議案第5号 平成28年度湖周行政事務組合会計予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

組合事務局長。

〔組合事務局長 笠原和彦君 登壇〕

○組合事務局長（笠原和彦君） それでは、議案第5号 平成28年度湖周行政事務組合会計予算につきまして御説明いたします。

初めに、10ページ、11ページをお開きください。3歳出から主な内容について事項別明細書により御説明いたします。第1款議会費1項1目議会費は、議会運営に要する経費として104万円の計上で、前年度比13万6,000円の増であります。9節旅費25万1,000円と14節使用料及び賃借料41万2,000円は、先進地視察のための旅費及びバス借り上げ料並びに有料道路通行料であります。

第2款総務費1項1目一般管理費は、組合事務局運営に要する経費として8,001万3,000円の計上で、前年度に比べ1,578万2,000円の増であります。2節給料から4節共済費までの合わせて6,596万6,000円は、職員8名分の人件費であります。7節賃金170万4,000円は、臨時職員賃金であります。

11節需用費300万9,000円は消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費に係る需用費であります。14節使用料及び賃借料257万円は有料道路通行料、公用車両リース料、諏訪湖周クリーンセンター建設用地賃借料、財務会計システム使用料、ホームページサーバー使用料であります。

18節備品購入費135万9,000円は、新施設稼働に向けた備品購入費であります。

19節負担金補助及び交付金374万6,000円は、公益社団法人全国都市清掃会議等の年会費負担金、OA機器の利用に対する岡谷市への負担金及び公会計システム導入負担金であります。

12ページ、13ページをごらんください。第3款衛生費1項1目ごみ処理施設整備費は、諏訪湖周クリーンセンター整備に関連した各業務委託及び工事に係る経費と検査旅費として3,796万7,000円の計上で、前年度比2,166万7,000円の増であります。

13節委託料2,895万4,000円は、環境影響評価業務、諏訪湖周クリーンセンター設計・施工に係る技術支援業務、完成式典費用、経過書作成費用等であります。

15節工事請負費880万円は、諏訪湖周クリーンセンター整備の附帯工事として案内看板設置工事と施設周辺整備工事を予定しております。

1項2目岡谷市ごみ共同処理費は、岡谷市清掃工場の解体に伴い、岡谷市発生ごみの共同処理に要する経費4,103万6,000円の計上であり、前年度比1億2,127万円の減であります。諏訪市清掃センター及び下諏訪町清掃センターでのごみ処理費、焼却灰運搬費、岡谷市が設置した仮施設運営費などへの負担金であります。

1項3目ごみ処理施設運営費は、新施設完成後の運営委託と運営モニタリング支援に要する経費1億340万5,000円の計上と焼却灰の民間委託料と委託先との灰処分協議に要する経費6,034万円の計上であり、新規の計上となります。

第4款公債費1項2目利子3,447万5,000円は組合債利子、岡谷市清掃工場解体工事分の起債利子、一時借入金利子であり、前年度比1,002万円の増であります。

第5款予備費1項1目予備費は500万円でございます。

以上で歳出を終わります。

8ページ、9ページへお戻りください。2歳入について事項別明細書により説明いたします。第1款分担金及び負担金1項1目負担金2億8,077万5,000円は、関係市町からの負担金で前年度比4,148万5,000円の減であります。負担金はそれを財源とする事業の内容により事務費負担金、建設費負担金、共同事業費負担金、公債費負担金に分かれており、それぞれの市町別の額は9ページに記載のとおりであります。

なお、平成28年度から諏訪湖周クリーンセンターが稼働し、運営、焼却灰処分の民間委託が始まるため、運営費負担金を新規計上しております。

第4款諸収入1項1目雑入は8,250万1,000円の計上でありまして、前年度に比べ8,249万1,000円の増であります。主なものは諏訪湖周クリーンセンターの稼働に伴うごみの直接持ち込み手数料4,262万円と発電後の余剰電力の売電収入、3,987万1,000円あります。

以上で事項別明細書の説明を終わります。

予算書の14ページから18ページまでは給与費明細書、19ページは債務負担行為に関する調書、20ページは地方債現在高に関する調書であり、それぞれ所定の書式によりお示ししておりますので、説明は省略をさせていただきます。

1ページへお戻りください。平成28年度湖周行政事務組合会計予算第1条第1項は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,327万6,000円と定めるものであります。第2項の第1表歳入歳出予算は、先ほど説明をいたしました事項別明細書を総括したものでありますので、説明は省略させていただきます。

第2条は債務負担行為であります。4ページの第2表にお示ししてありますとおり、環境影響評価に要する経費と運営モニタリングに要する経費が29年度にまたがるため、債務負担を設定するものであります。

1ページにお戻りいただきまして、第3条一時借入金の最高額を19億円と定めるものであります。

以上で議案第5号の説明を終わりますが、御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村安弘議員） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

廻本多都子議員。

○9番（廻本多都子議員） 9番。歳出の10ページですね、こここのところで職員の8名分の給与が比較すると1,578万2,000円ちょっと前年よりふえているんですけど、これは職員がやっぱふえた分の1,500万ばかふえちゃったのかなというのと、もう一つ負担金の9ページなんですけれども、歳入のところ。本格的にごみ処理場が稼働するのは12月になっていますが、スケジュールでいけば7月くらいから試験稼働とかっていろいろありますけれども、運営は委託するわけですよ。その運営費という中で何月、4月からもうそれが発生するという形での運営費の計上なのか、7月からなのか、その辺の区別をちょっと教えていただきたいと思いますが。

○議長（竹村安弘議員） 組合事務局長。

○組合事務局長（笠原和彦君） まず初めの人件費にかかわる部分は、専らその1名分、1名ふえることに伴うものでございますので、御理解いただきたいと思います。

あと、運営費の負担金の部分に関連してですね、その運営費というのはいつからかかるのかということなんですけれども、これは28年度は12月の本格稼働の時点から運営費が発生し

てまいります。その分を予算計上してございます。

以上です。

○議長（竹村安弘議員） 廻本多都子議員。

○9番（廻本多都子議員） そうすると、今年度の予算はこれくらいですけれども、また来年度になれば、12月からではなくて4月からという形になるので、これ以上のという予想をするということでもいいですかね、そういう考え方で。

○議長（竹村安弘議員） 組合事務局長。

○組合事務局長（笠原和彦君） 当然今28年度は、要するに12、1、2、3の4カ月分の運営費を予算計上してございますので、すござっくり考えれば、その3倍はかかるんだというふうに御理解をいただいてよろしいかと思えます。

以上です。

○議長（竹村安弘議員） ほかにありますか。

小池忠弘議員。

○12番（小池忠弘議員） 12番小池忠弘ですが、今、灰処理の運営費のことがありましたけれども、ちょっと気になりますのは、先ほど最終処分場の問題では、諏訪市さんのほうで大変御苦労いただいて、一步ずつ進めているという状況であります。この最終処分場にかかわるいわゆる経費、また一步ずつでいつごろになるかわかりませんが、これは準備段階に入るかもしれません。そういう場合にかかわる予算計上は全くしていないわけでありましてけれども、年度内にはそういうふうな支出は伴わないのかどうか。

実際のところ、具体的ないわゆる建設だとか、そうなればもう全然別でありますけれども、それにしても諏訪市さんですとずっとやっている、その間も恐らくいろんな経費はかかっているかもしれません。相手方との交渉過程の問題もあります。その辺を踏まえて年度内、何らその予算計上は必要ないという状況なのか、その辺についてちょっといつかまだわからないという状況もありますけれども、考え方としてお伺いしておきたいと思えます。

○議長（竹村安弘議員） 組合事務局長。

○組合事務局長（笠原和彦君） 最終処分場に関しては、先ほど全協の中でも御報告を申し上げたとおりでございます。一日も早く場所とかっていうものを御報告しながらですね、準備とか計画段階の調査費だとか、そういうものが当然必要になってまいります、今後。それについてはですね、その時点で当然補正をさせていただきたいと。希望的に言えばですね、一日も早くそういう補正予算を出せるようになりたいというのが思いではございます。こん

な御答弁をさせていただきます。

○議長（竹村安弘議員） 小池忠弘議員。

○12番（小池忠弘議員） この間、引き続き御努力で一步ずつという内容で、私ども議員のほうとしても、そういう受けとめをさせていただいていますし、また交渉というのは大変デリケートな中身だろうというふうにも思いますから、その中身について云々ではありませんけれども、おおむね年度内ではそういうものの進捗があるというふうに見ていい今の一步ずつの進捗状況なのか、今のところこの一步一歩が365日の一步になっているのか、その辺については少なくとも、そろそろかなりいいところまで来ているとか、その辺の状況だけはお伺いしておきたいと思いますが、よろしく願います。

○議長（竹村安弘議員） 組合長。

○組合長（今井竜五君） 今、小池議員さんに御発言いただきましたように、非常にデリケートな微妙な問題でございます。そういうことも含めまして、ここのところはですね、先ほど来、全協のほうでもお答えさせていただいておりますように、もうちょっとお時間をいただきたいと、そういうことで御了解いただきたいと思っております。よろしく願います。

○議長（竹村安弘議員） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（竹村安弘議員） これをもって、質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。何か御発言はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（竹村安弘議員） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹村安弘議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎組合長挨拶

○議長（竹村安弘議員） 以上で、今定例会の議事の全部を議了いたしました。

閉会前に組合長の御挨拶をお願いいたします。

組合長。

〔組合長 今井竜五君 登壇〕

○組合長（今井竜五君） 平成28年第1回湖周行政事務組合議会定例会の閉会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

本日は、組合側から提出いたしました条例等の制定、平成27年度補正予算及び平成28年度予算につきまして、御審議の上、御議決を賜り厚く御礼を申し上げます。

諏訪湖周クリーンセンターの建設工事につきましては、報告させていただいたとおり、事故の影響で対象のおくれが出ていますが、12月1日の本格稼働に向け気を引き締め、なお一層の安全に意を配しながら工事を進めてまいります。

また、新年度に入りましたら、多くの皆さんに新施設e c oポツポを身近に感じていただけるよう工事現場見学会の開催を予定をしております。

議員各位におかれましても、引き続き事業に御理解と御協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（竹村安弘議員） これにて、平成28年第1回湖周行政事務組合議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会 午後 4時01分

◎中田副組合長挨拶

○議会事務局次長（武井千尋君） この際、お願い申し上げます。

ここで、今月31日をもちまして退任なされます中田副組合長さんから御挨拶をお願いいたしますので、よろしくをお願いいたします。

中田副組合長さんには登壇いただき、御挨拶をお願いいたします。

○副組合長（中田富雄君） 退任に当たりまして、このような機会をお与えいただきまして、まことにありがとうございました。

このたび任期の途中ではありますが、本年3月31日をもって岡谷市の副市長を退任することとさせていただきます。在職期間中、組合議会の議員の皆様を初め住民の皆様、特に地元樋沢地区の関係の皆様、諸先輩、同僚等多くの職員の方々からの温かい御指導、御支援、御協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

この間、事業の立ち上げから2市1町による組合の設置、事業着手、また地元対応等多くの場面に立ち会わせていただきました。そしてもう少しで完成を迎えることは御承知のとおりであります。この副市長の職を離れましても微力ではありますが、本組合の発展のために何らかの形でかかわっていければと、そんなふうにいるところでございます。

結びに湖周行政事務組合のますますの発展と組合議員の皆様、正副組合長さんを初め職員の皆様の御健勝、御活躍を御祈念申し上げますとともに市民、住民の皆様に深甚なる感謝を申し上げ、退任の御挨拶とさせていただきますと思います。長い間お世話になりました。本当にありがとうございました。（拍手）

◎慰労の言葉

○議会事務局次長（武井千尋君） 中田副組合長さん、そのままをお願いいたします。

それではここで、議会を代表いたしまして竹村議長から御慰労の言葉を申し上げます。

議長をお願いいたします。

○議長（竹村安弘議員） 湖周行政事務組合議会を代表いたしまして、この3月末日をもって御退職をなされる中田副組合長さんに感謝と御慰労の言葉を申し上げます。

中田富雄副組合長さんには、今井組合長さんの補佐役として、平成23年9月の組合設立前の準備当初からごみ処理施設の検討や組織市町の調整など、豊富な経験や卓越した行政手腕を存分に発揮いただき、おかげさまで諏訪湖周クリーンセンターの建設も着実に進捗を遂げ、ことしの12月に本格稼働を迎えます。中田富雄副組合長の御苦勞と御尽力に対しまして、改めまして深甚なる敬意と感謝の意を表する次第であります。

どうかこれからも健康には十分御留意され、ますますの御発展を祈念いたします。本当に

お疲れさまでございました。また、ありがとうございました。

○**議会事務局次長（武井千尋君）**　ありがとうございました。

お席にお戻りください。

以上で、退任されます中田副組合長さんの御挨拶を終わります。

大変お疲れさまでございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

湖周行政事務組合議会議長 竹 村 安 弘

湖周行政事務組合議会議員 金 子 喜 彦

湖周行政事務組合議会議員 水 野 政 利